

## 未払いの工事請負代金の回収方法について

|          |  |
|----------|--|
| 相談<br>内容 | <p>給排水工事を請け負い、工事完了後に請負代金を発注者に請求したが、いまだに代金を支払ってもらえない。何回か督促しているが聞くところによると、事情があって支払うお金がないようである。訴訟を起こすことも考えたが、時間と費用が掛かり、勝訴してもそもそも支払い能力がないのであれば支払ってもらえないと聞いた。</p> <p>訴訟（裁判）以外の方法ではADR（裁判外紛争処理手続き）があると聞いたが、具体的な機関や手続きについて知りたい。</p> <p>なお、契約書の取り交わしは行っておらず、工事請負代金は200万円程度である。</p>   |
| 回答<br>内容 | <p>工事請負代金の未払いに関しては、まずは督促をし続けるという一般的な方向がありますが、次のステップとすれば、「内容証明」郵便による督促を行う方法があります。内容証明郵便自体には支払いを促す法的な効果はありませんが、訴訟の用意があること等の意思を伝えて支払いを促進させることやその後の請求事実の証明にはなります。</p> <p>その次のステップとすれば、相手方が債務事実を認識している場合であれば、簡易裁判所に「支払督促」の申し立てをします。債権者の一方的な申し立てにより、審査がなく裁判所書記官が支払いを督促します。相手方から2週間以内に異議の申立てがなければ、債権者は仮執行宣言の申し立てをし、決定されれば財産の強制執行ができます。</p> <p>未払いの理由にもよりますが、訴訟または少額訴訟を提起する方法もあります。相手方が、支払いそのものを争う場合や無反応である場合には、「少額訴訟」または「訴訟」を提起することとなります。少額訴訟とは、60万円以下の金銭請求で、複雑でなく、証拠や証人がその日対応できる場合に提起できます。同じ裁判所に1年間に10回までしか申し立てることができないという制約がありますが、費用は訴状に貼る印紙代と（最高でも3,000円程度）、裁判所が書類の送付に使う切手代のみで、弁護士に依頼しなくてもできますので、大幅に費用と時間が節約できます。</p> <p>なお、訴訟を起こすとなれば、ご相談のとおり時間と経費がかかり、最終的に勝訴したとしても弁護士費用の全額回収ができるかは不透明です。また、相手方に支払い能力がなければ、強制執行が可能となっても請負代金が確実に回収できる保証はありません。</p> <p>訴訟の前にADR（裁判外紛争処理手続き）による仲裁、調停、あっせんによる解決を図ることが得策といえます。ただし、これらの手続きは相手方もこの方法による解決を望まなければ成立しません。ADRが活用できる団体（機関）とすれば、長野県弁護士会の「紛争解決センター」と長野県司法書士会、また、行政機関として長野県建設工事紛争処理審査会があります。ただし、司法書士会では工事請負金額が140万円まで、また、建設工事紛争処理審査会は契約書による契約が条件であり、活用できる機関とすれば長野県弁護士会の「紛争解決センター」のみと考えられます。さらに、「紛争解決センター」は一旦弁護士事務所に相談することが条件となりますのでご注意ください。</p> <p>まずは話し合いができるのであれば、相手方の事情を聞き、分割払い等の提案を試みることも必要であり、回収できなければADRの活用をお勧めします。</p> |